

# 参考資料

# 法人住民税・法人事業税の分割基準

## 法人二税の分割基準

	事業	分割基準
<b>法人住民税 (法人税割)</b>	/	従業者数
<b>法人事業税</b>	下記以外の 事業	課税標準の1/2 : 事務所数 課税標準の1/2 : 従業者数
	製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
	ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額
	電気供給業	課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に 供するものの価額  課税標準の1/4:事務所等の固定資産の価額

# 大臣・知事配分資産について

# 大臣・知事配分資産制度

## 《資産の種類》

## 《配分方法》

移動性・可動性  
償却資産  
(法第389条第1項  
第1号資産)

船 舶

入港回数によりあん分

航 空 機

・価格の1/2…寄航する飛行場に均分  
・価格の1/2…寄航回数によりあん分

鉄 軌 道 用 車 両

・価格の1/2…線路の長さによりあん分  
・価格の1/2…走行キロ数によりあん分

全体を一の資産とし  
て評価すべき資産  
(法第389条第1項  
第2号資産)

鉄軌道用償却資産(線路設備等)

線路の長さによりあん分

電気事業用償却資産(送配電線設備等)

支持物(電柱など)の基数、電線の長さ  
などによりあん分

ガス事業用償却資産(導管等)

導管の長さなどによりあん分

電気通信事業用償却資産(通信ケーブル等)

支持物(電柱など)の基数、ケーブルの  
長さなどによりあん分

※ 配分方法は、「地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和28年総理府令第91号)」に規定。

※ その他の償却資産についても、上記の配分方法に準じてあん分。

# 主な課税標準特例、税額特例について

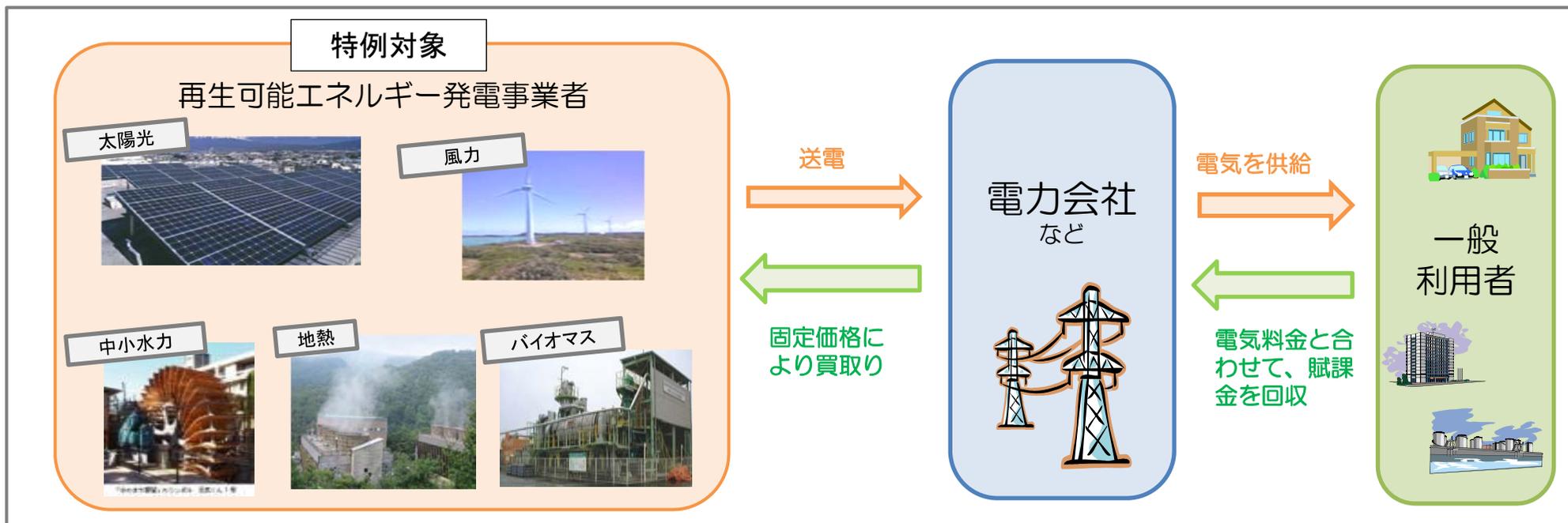
# 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (法附則第15条第37項)

## 特例の概要

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を電気に変換する一定の設備に対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分価格の3分の2とする。

税目	対象資産	要件	特例内容
固定資産税	①太陽光発電設備 ②風力発電設備 ③水力発電設備(3万kW未満) ④地熱発電設備 ⑤バイオマス発電設備	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する認定を受け、全量買取の対象となるもの。 (※余剰買取の対象となる家庭用の太陽光発電設備は対象外)	平成26年3月31日までの間に取得した設備について、最初の3年間、課税標準を2/3とする。

## 再生可能エネルギー買取制度の概要



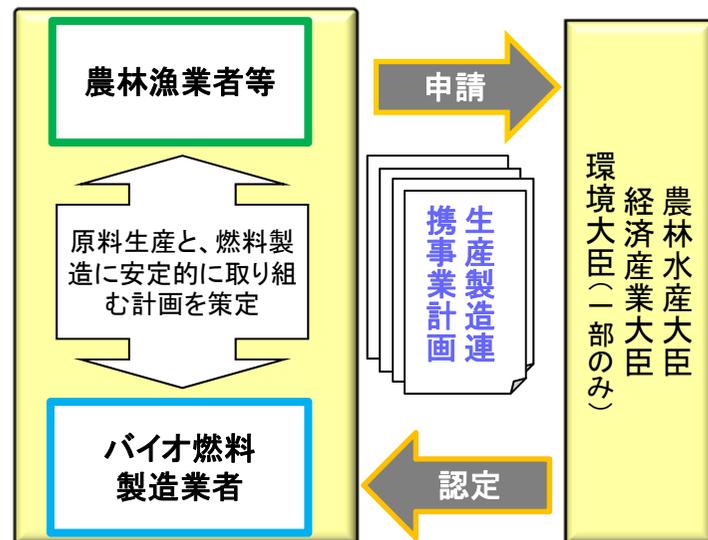
# バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る特例措置 (法附則第15条第27項)

## 特例の概要

農林漁業バイオ燃料法に規定する認定生産製造連携事業計画に基づき新設したバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分価格の2分の1とする。

税目	対象者	対象資産	特例内容
固定資産税	以下のバイオ燃料を製造する事業者 ①木炭 ②木質固形燃料 ③エタノール ④脂肪酸メチルエステル (バイオディーゼル燃料) ⑤水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガス ⑥メタン	①木質固形燃料製造設備 ②エタノール製造設備 ③脂肪酸メチルエステル製造設備 ④ガス製造設備で以下のもの ・水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備 ・メタンを製造する設備	平成26年3月31日までの間に新設した設備に係る固定資産税の課税標準を、取得後3年間、1/2とする。

### 認定制度のスキーム



### 対象設備

#### ①木質固形燃料製造設備

林地残材等からペレットを製造



#### ②エタノール製造設備

さとうきび、麦、稲わら等からエタノール(ガソリン代替燃料)を製造



#### ③脂肪酸メチルエステル製造設備

菜種油、廃食油等から、バイオディーゼル燃料を製造



#### ④ガス製造設備

家畜排せつ物等からメタンガス等を製造



## 鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置 (法附則第15条第17項)

### 特例の概要

- 鉄軌道事業者が取得等した利用者利便の向上・省エネルギーに資する新規製造車両に対する課税標準を
  - ・JR6社及び大手民鉄16社 5年間価格の2/3
  - ・上記以外の鉄軌道事業者 5年間価格の3/5

税目	対象者	対象資産	特例内容
固定 資産税	①鉄道事業法第7条第1項に規定する 鉄道事業者 ②軌道法第4条に規定する軌道経営者	新造車両 ①代替車両で以下のいずれかに該当する車両 ・VVVFインバータ制御及び電力回生ブレーキの双方を備えた車両（電車） ・高効率内燃機関を備えた車両（気動車） ※VVVFインバータ制御を備えた車両又は高効率内燃機関を備えた車両からの更新は適用除外 ②純増車両（代替車両以外）であって、新たな営業路線の開業、列車の運行本数の増加又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの。	平成25年3月31日までの間に新たに取得等した新規製造車両に係る固定資産税の課税標準を、取得後5年間、2/3（JR6社及び大手民鉄16社以外の鉄軌道事業者にあつては、取得後5年間、3/5）とする。

## 成田国際空港株式会社が所有する事業用固定資産に係る課税標準の特例措置 (法附則第15条第20項)

### 特例の概要

- 成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する滑走路、航空保安施設等に対する課税標準額を5分の4とする。

税目	対象資産	特例の内容
固定資産税	・滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及び構築物並びにこれらの土地によって囲まれる土地	課税標準を4/5 (平成24～25年度分)
	・航空保安施設(航空保安無線施設、航空灯火、昼間障害標識)	

### (参考) 成田国際空港株式会社に係る特例措置の変遷

新東京国際空港公団										成田国際空港株式会社								
S40	S41	S42	S43	～	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
滑走路等(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン) 航空保安施設  1/2 (恒久措置)										時限措置化			縮減		縮減		縮減	
										滑走路等 航空保安施設  1/2 (H17～19)			滑走路等 航空保安施設  2/3 (H20～21)		滑走路等 航空保安施設  3/4 (H22～23)		滑走路等 航空保安施設  4/5 (H24～25)	

**JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置  
(法附則第15条の2第2項)**

**特例の概要**

○JR北海道、JR四国、JR九州（三島会社）が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産について以下の特例措置を講じる。

→【固定資産税・都市計画税】課税標準の1/2（平成元年度～平成28年度）

※ 各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後必要な見直しを行う。

**特例対象資産詳細（表）**

対象資産	詳細	要件
土地・家屋	—	以下に掲げるもののうち、三島会社が本来事業の用に供する固定資産
償却資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①②のうち直接事業の用に供する固定資産 (線路設備、電路設備、停車場、変電所、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産及び車両)</li> <li>・令52条の5の2に規定する鉄道施設の用に供する固定資産 (青函トンネル又は本州四国連絡橋特例対象資産と同じ)</li> <li>・④のうち線路設備、電路設備、停車場、車両及び変電所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①三島会社が所有する固定資産</li> <li>②(独)鉄道建設・運輸整備支援機構から三島会社が借り受ける固定資産</li> <li>③(独)日本高速道路保有・債務返済機構所有の本州と四国を連絡する鉄道施設</li> <li>④三セク等から三島会社が借り受ける固定資産</li> </ul>

## 三宅島噴火災害に係る被災者の被災代替家屋等に係る固定資産税の特例措置 (法附則第16条の2第1項、同2項)

### 特例の概要

○ 三宅島噴火災害により滅失、損壊した家屋、償却資産の所有者等が、三宅村の区域内に当該家屋、償却資産に代わり取得等した家屋、償却資産について以下の特例措置を講じる。

→ 【固定資産税】 家屋：最初の4年度分、税額の1/2を減額。

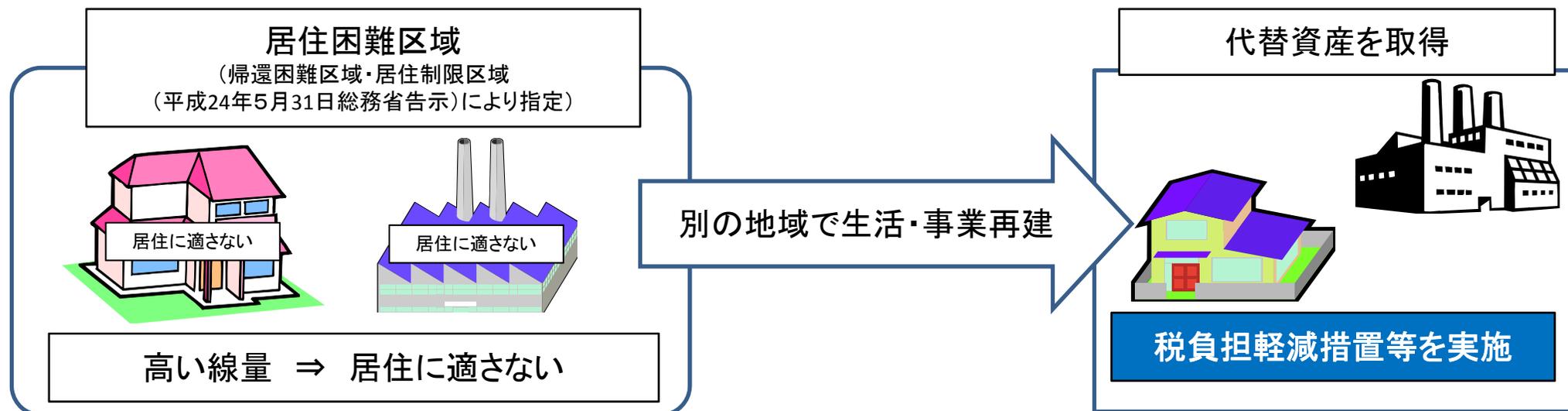
償却資産：最初の4年度分、課税標準の1/2を軽減

### 特例対象資産詳細（表）

対象資産	詳細・要件
家屋 償却資産	<p>①平成12年から平成17年までの三宅島噴火災害により滅失、損壊した家屋、償却資産に代わるものとして、</p> <p>②当該家屋、償却資産の所有者等が三宅村の区域内に平成17年2月1日（避難解除指示日）から平成25年3月31日の間に取得、改築、改良した家屋、償却資産</p>

# 原子力災害による居住困難区域内資産に係る固定資産税等の代替資産特例

原子力災害に係る避難区域の再編に伴い、震災対応第二弾で措置した警戒区域内資産の代替資産特例を改正。



税目	対象資産	代替資産取得期間	代替資産取得地	代替資産に関する特例内容 (地震・津波被災資産の代替資産特例と同内容)
都市計画税 固定資産税	住宅用地	居住困難区域 指定公示日	制限なし	住宅を建設しなくても、取得後3年間は住宅用地扱い ※ 固定資産税は1/6又は1/3(都市計画税は1/3又は2/3)に軽減 税額を取得後4年間1/2減額、その後2年間1/3減額 ※ 新築住宅特例<3年間又は5年間1/2減額>と併用可(固定資産税)
	家屋	~ 指定解除公示日 から3ヶ月を 経過した日		
	償却資産 (固定資産税)	(注)	災救法適用区域内 (東京都を除く)	課税標準を取得後4年間1/2

(注) 平成23年3月11日以降の取得分(遡及)から適用可能。  
代替家屋が解除公示日後新築・完成されたものである場合は指定解除公示日から1年間対象。

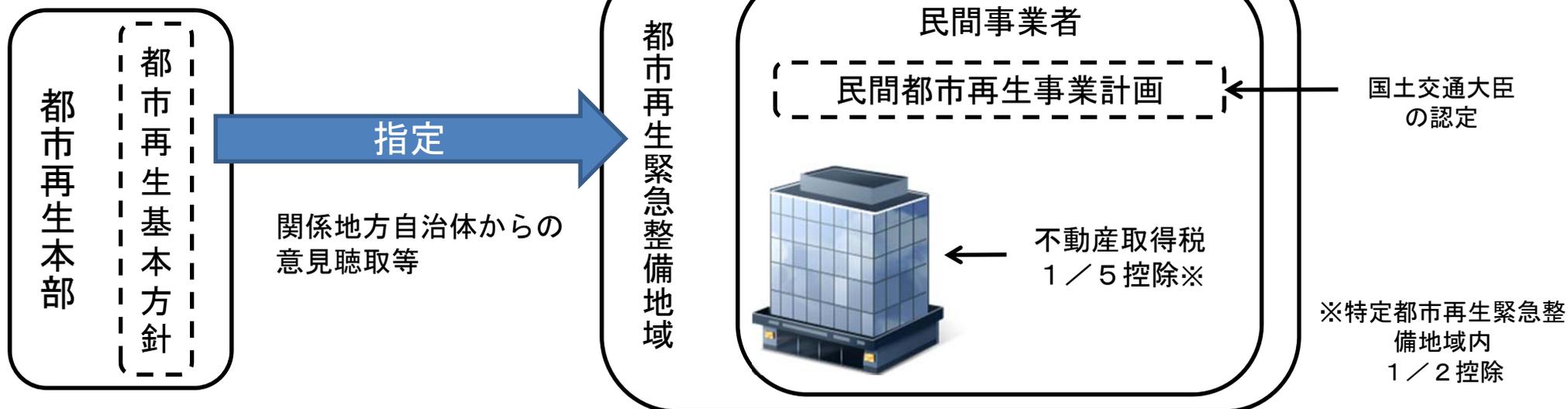
## 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例措置

- ・平成15年創設
- ・増減収額（H22） ▲0.1億円
- ・適用件数（H22） 39件

### 特例の概要（附則11条第7項）

認定事業者が認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域内において認定事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の価格の1/5に相当する額（特定都市再生緊急整備地域については、1/2）を控除する。

### ※都市再生イメージ



## 重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る特例措置

- ・ 平成20年創設
- ・ 適用件数 0件 (H22)
- ・ 適用金額 0億円 (H22)

### 特例の概要

(附則第11条第13項)

- 公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための専用の舞台を備えた施設(能楽堂)の取得に対する不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減する。

## 土地改良法に掲げる土地を取得した場合の課税標準の特例措置

- ・ 平成14年創設
- ・ 減収額（H 2 2） ▲38千円
- ・ 適用件数（H 2 2） 1件

### 特例の概要

（附則11条第15項）

土地改良事業に係る換地計画で特別減歩・不換地見合いの創設換地を定める場合において、当該創設換地を取得することが適当であると土地改良区が認める者が、当該創設換地（農用地に限る。）を取得したときは、不動産取得税の課税標準を2/3に軽減する。

※特別減歩 — 土地所有者の同意又は申出に基づき、従前の土地の地積を減じ、減じた地積に見合う換地を定めないこと

※不換地 — 土地所有者の同意又は申出に基づき、従前の土地に対応する換地を定めないこと

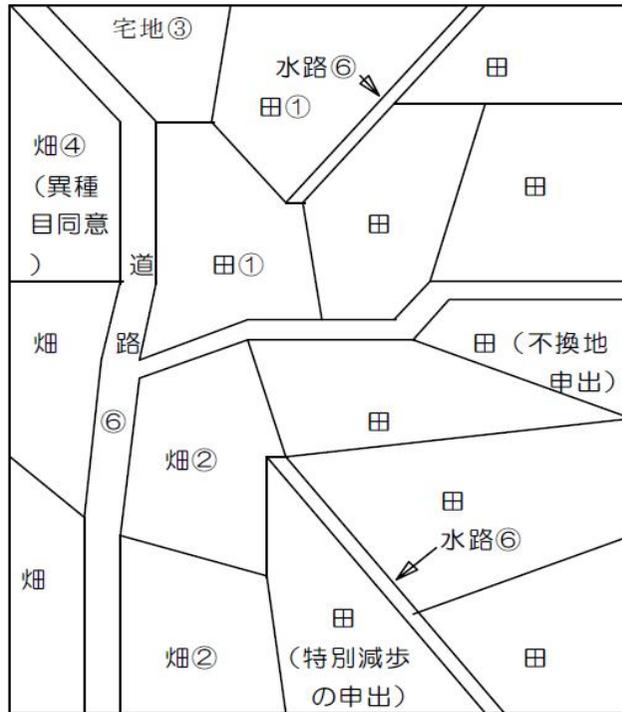
※創設換地 — 特別減歩又は不換地で減じた地積の範囲内で、新たに創設される農用地又は非農用地

### 特例対象者

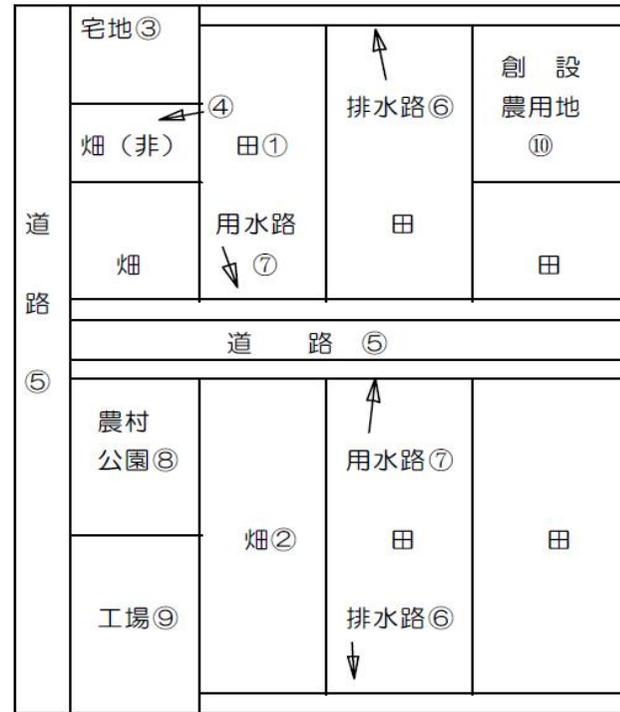
農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業経営者（農業生産法人を含む）

## (参考) 土地改良事業による換地の概要

従前の土地



換地



対応換地(①~③)	農用地等である従前の土地に対応する換地を定めること
異種目換地(④)	農用地等である従前の土地に対応する換地を非農用地区内に定めること
特別減歩換地	土地所有者の同意又は申出に基づき、従前の土地の地積を減じ、減じた地積に見合う換地を定めないこと
不換地	土地所有者の同意又は申出に基づき、従前の土地に対応する換地を定めないこと
共同減歩見合いの創設換地(⑦⑧)	地区内の換地予定地から一定割合の土地を供出し、新たに必要な土地改良施設等の土地にあてること
特別減歩・不換地見合いの創設換地(⑨⑩)	特別減歩又は不換地で減じた地積の範囲内で、新たに創設される農用地又は非農用地
機能交換(⑤⑥)	工事前の道路等と工事後の道路等の敷地である国公有地を、施設の機能に着目して交換すること

- ・ 昭和49年創設
- ・ 適用件数（H22） 1件
- ・ 増減減収額（H22） ▲0.01百万円

特例の概要

（附則11条の4第1項）

- 障害者を多数雇用する事業所（障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所）の事業主が助成金の支給を受けて取得した作業用の家屋について、3年以上事業の用に供した場合、税額を9/10に減額

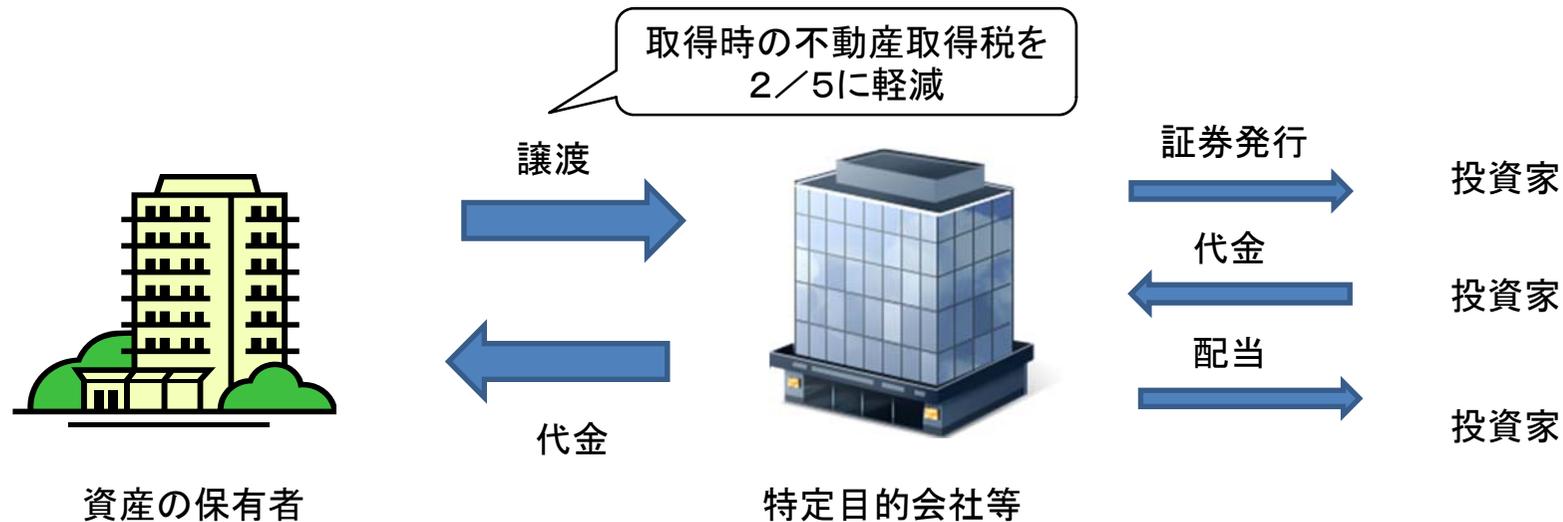
## Jリート・特定目的会社等に係る課税標準の特例措置

【不動産取得税】

- ・平成10年創設（SPC）  
平成13年創設（Jリート）
- ・適用件数（H22） 1,218件
- ・増減収額（H22） ▲47億円

### 特例の概要（附則11条第3項、4項、5項）

○ 特定目的会社（SPC）、Jリート（不動産投資法人）、等が、不動産証券化に係る不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を2/5に軽減する。

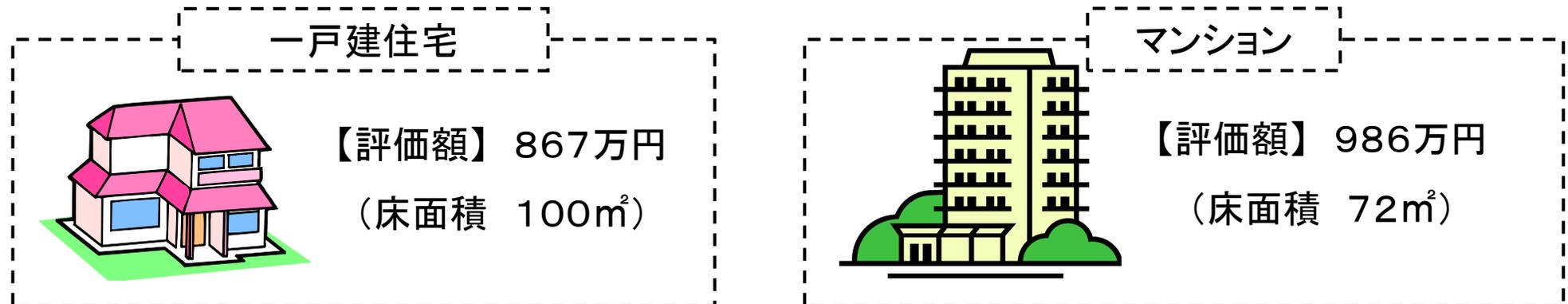


## 不動産取得税の住宅特例

【減収額:  $\Delta$ 2,818億円程度、適用件数: 80万件 (ともに平成22年度実績)】

- ・住宅は、新築の場合、評価額から1,200万円(長期優良住宅については1,300万円)を控除
- ・住宅に係る税率については3%(本則4%)に軽減(平成27年3月31日まで)

【平成22年度内に東京都内で建設された一戸建住宅(木造)及び分譲マンション(非木造)の平均値】



1,200万円控除の範囲内

**実質非課税**

※全国の特例適用対象住宅(床面積が50m<sup>2</sup>(貸家用は40m<sup>2</sup>)以上240m<sup>2</sup>以下)のうち8割が実質非課税

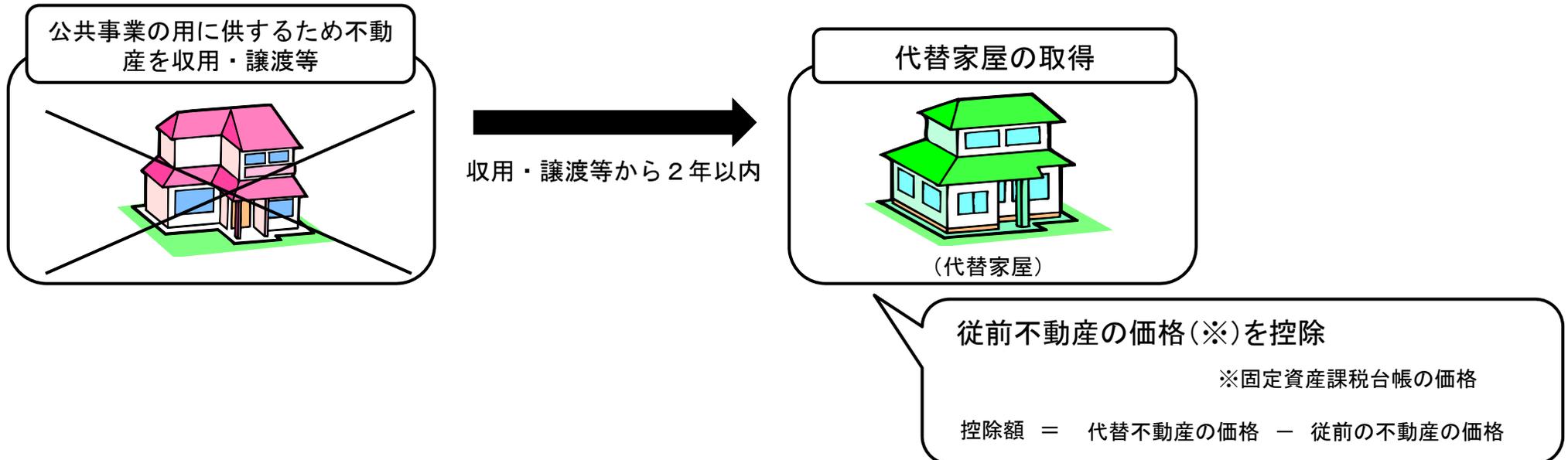
# 収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例

【不動産取得税】

- ・ 創設年度 昭和29年
- ・ 減収額 (H22) 7億円
- ・ 適用件数 (H22) 5,227件

## 特例の概要 (法第73条の14⑥)

公共事業の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者等が、当該収用又は譲渡等した日から2年以内に当該不動産に代わるものを取得した場合には、課税標準の特例措置を講ずるもの。



## 土地区画整理事業等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例

- ・ 創設年度 昭和59年
- ・ 減収額（H22） 0.08億円
- ・ 適用件数（H22） 30件

### 特例の概要

（法第73条の14⑧）

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準の特例を講ずるもの。

## ○ 個人住民税の人的控除の概要

個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件	
			【現行(平成24年度)】	(参考) 所得税(平成23年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	—
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である 配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親 族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常 況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する 者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

## ○ 個人住民税の税額控除の概要

税額控除名	趣旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除（ <b>地方団体の受益の範囲内</b> ）

主として課税技術上の控除

(参考) 所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除名
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除

所得税の政策的税額控除は、個人住民税には設けられていない。

## ○ 寄附金税額控除の概要(個人住民税)

### 寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- 国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金  
※ 「国に対する寄附金」及び「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く
- 認定NPO法人以外のNPO法人で、条例で個別に指定されたものに対する寄附金

### 【控除イメージ(※1)】

← 寄附金額 3万円 →

適用下限額	<b>【所得税】</b> 所得控除による軽減	<b>【個人住民税】</b> 税額控除(基本分) (※3)	<b>【個人住民税】</b> 税額控除(特例分)(※4)
2千円	$(3万円 - 2千円) \times 10\% (※2)$ = 2,800円	$(3万円 - 2千円) \times 10\%$ = 2,800円	$(3万円 - 2千円) \times (90\% - 10\% (※2))$ = 22,400円

← 所得税と合わせた控除額 28,000円 →

※1 年収700万円の給与所得者(夫婦2人のモデル世帯、所得税の限界税率は10%)が、地方団体に対し、平成23年に3万円の寄附をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~40%の間で変動する。

※3 税額控除(基本分)については、対象となる寄附金額は総所得の30%を限度。「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、都道府県が指定した寄附金は4%、市区町村は6%により算出。

※4 税額控除(特例分)については、ふるさと寄附金にのみ適用され、控除額は個人住民税所得割の1割が限度。

○ 個人住民税における住宅ローン特別控除の概要

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、

- ① 平成11年から18年までに入居した者 又は
- ② 平成21年から25年までに入居した者

について、次のいずれか小さい額を個人住民税(所得割額)から控除(※)

- (1) 所得税の住宅ローン可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- (2) 税額控除前の所得税額(9.75万円を超えるときは9.75万円)

※ 「① 平成11年から18年までに入居した者」のうち、3月15日までに市町村へ申告した者については、

次の㉞と㉟のいずれか小さい額から、㉡の額を控除した額を個人住民税(所得割額)から控除

- ㉞ 所得税の住宅ローン控除可能額
- ㉟ 税源移譲前の所得税額
- ㉡ 税源移譲後の所得税額

(注1)

上記※の場合を除き、市町村に対する申告は不要(市町村は給与支払報告書又は確定申告書により確認)

(注2)

個人住民税の減収額については、「減収補てん特例交付金」により全額補てん